

上関町新婚生活応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住促進、及び地域の人材不足の解消を図るために実施する上関町移住・定住支援事業のうち、新婚者の経済的不安軽減を目的とした、住居費、引越し費用及びリフォーム費用の一部を補助する上関町新婚生活応援補助金を交付することに関し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住居費

婚姻を機に、新たに本町に所在する住宅を建築、購入し、又は賃借するために要した費用で、住宅の取得費、賃料、敷金、礼金、（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。

(2) 引越費用

婚姻に伴う引っ越しに要した費用で、引越業者又は運送業者への支払に係る実費をいう。

(3) リフォーム費用

婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築設備更新等の工事費用をいう。

(4) 町税等

本町において賦課された町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(対象者の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たした新婚世帯の世帯主とする。

(1) 交付申請日から1年以内に、婚姻届が受理された夫婦であること。

(2) 夫婦の一方の婚姻日における年齢が40歳以下であること。

(3) 第6条に規定する申請の日において、夫婦の双方が本町に住所を有し、かつ、補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年以上継続して本町に居住する意思があること。

(4) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(5) 世帯全員が、上関町暴力団排除条例（平成23年上関町条例第13号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

(6) 夫婦の双方が、過去に上関町新婚生活応援補助金（他の自治体におけるこの要綱と同種の制度に基づく補助、助成等を含む）の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請を行おうとする日

が属する会計年度の4月1日から3月31日までの間（以下「当該会計年度の間」という。）に支払われた（住居費にあつては年間予定額）、次に掲げる経費とする。

(1) 住宅取得費

婚姻日より前に取得した当該住宅にあつては、婚姻日から遡及して1年以内に取得した住宅の取得費に限る。

(2) 引越費用

(3) リフォーム費用

別表第1に掲げる工事をいう。婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から遡及して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォーム費用に限る。

(4) 住居費

勤務先から当該住宅に係る手当が支給されている場合にあつては、当該手当額を除いた額とし、申請を行おうとする日が属する会計年度中に支払った経費とする。

(交付金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる夫婦の年齢に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度として、以下の金額を上関町新婚生活応援補助金として交付する。

(1) 夫婦の一方の婚姻日における年齢が30歳以下：60万円

(2) 夫婦の一方の婚姻日における年齢が31歳以上40歳以下：30万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上関町新婚生活応援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、当該会計年度の間、に町長に提出するものとする。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 夫婦の住民票の写し（発行から30日以内）

(4) 夫婦の町税等の滞納がない証明（発行から30日以内の完納証明書）

2 第4条第1号（住宅取得費）、第2号（引越費用）、第3号（リフォーム費用）に規定する申請は、次の各号に掲げる書類を併せて提出するものとする。

(1) 住宅の取得、リフォーム又はに係る契約書又は請書の写し

(2) 住宅の取得にあつては登記事項証明書（発行から30日以内）

(3) 補助対象経費に係る支払額が分かる書類の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 第4条第4号（住居費）に規定する申請は、次の各号に掲げる書類を併せて提出するものとする。

(1) 住宅の賃借に係る契約書又は請書の写し

(2) 住居手当支給証明書（様式第3号。給与所得者が住宅を賃借している場合に限る。）

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 第2項及び第3項のいずれも該当する申請を行う場合は、第2項及び第3項に規定するどちらの書類も提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付または不交付とすることが適正と認めるときは、次の各号のとおり当該申請者に通知するものとする。

(1) 前条第2項の対象者にあつては、上関町新婚生活応援補助金（不交付）決定兼確定通知書（様式第4号の1）

(2) 前条第3項の対象者にあつては、上関町新婚生活応援補助金（不交付）決定通知書（様式第4号の2）

2 町長は、前項の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告書)

第8条 前条第1項第2号に該当する申請者は、補助対象経費の支払いが完了したときは、交付決定を受けた日の属する会計年度が終了する日までに上関町新婚生活応援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 支払いを証明できる書類（領収書、預金通帳の写し等）

(2) そのほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書について内容の審査及び必要な調査を行い、補助金の額を確定したときは、上関町新婚生活応援補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 申請者は、第7条もしくは第9条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに上関町新婚生活応援補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(是正のための措置)

第11条 町長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(給付金の交付決定の取消及び返還命令)

第12条 町長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、上関町新婚生活応援補助金交付決定取消通知兼返還請求書（様式第8号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

ウ 交付を受けた日から3年未満に町外へ転出したとき。

(2) 半額の返還

交付を受けた日から3年以上5年以内に町外に転出したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表第1

区分	内容
木工事	部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス張替え
外装工事	外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等
左官タイル工事	室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等
電気工事	電気配線等の工事
給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等

※外構工事、増築工事、家電等の機器の購入費用は対象となりません。

申請日 年 月 日

上関町長 様

上関町新婚生活応援補助金交付申請書

上関町新婚生活応援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者欄

(フリガナ) 氏 名		電話番号	() -
		携帯番号	- -
住 所	〒	E-mail	
		生年月日	年 月 日 (歳)

住宅取得費 (購入・新築の場合)	取得日 (登記の権利部記載年月日)	年 月 日
	(A) 取得金額	円
引越費用	引越を行った日	年 月 日
	(E) 費用	円
リフォーム費用	リフォームが完了した日	年 月 日
	(F) 費用	円
住居費 (賃貸の場合)	契約締結年月日	年 月 日
	(B) 家賃 (共益費等を含む。)	円
	(C) 住居手当	円
	(D) 実質家賃負担額 ((B) - (C))	円
交付申請額 (G)	(A) + (B) + (E) + (F) ※夫婦の一方の婚姻日における年齢が 30歳以下：上限60万円 上記以外：上限30万円 (千円未満切捨)	円

2 確認事項 (該当するものに☑を記入してください。)

※各項目のうちいずれかに該当がない (7は該当者のみ) 場合は、支給対象となりません。

1. 婚姻届が受理された日の翌日から起算して1年以内の申請である	☐
2. 夫婦の一方の婚姻日における年齢が40歳以下である	☐
3. 申請日の翌日から起算して、5年以上継続して本町に居住する意思がある	☐
4. 交付申請時に、世帯全員が本町及び本町に転入する直前に居住していた市区町村において税の滞納はない	☐
5. 世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない	☐

(裏面に続く)

6. 夫婦の双方が、過去に上関町新婚生活応援補助金（他の自治体におけるこの要綱と同種の制度に基づく補助、助成等を含む）の交付を受けていないこと。	☐																						
7. 【リフォーム費用の場合】婚姻日から遡及して1年以内、または婚姻日の翌日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したリフォームで、外構工事、増築工事、家電等の機器の購入費用を除く、下記のいずれかである	☐																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木工事</td> <td>部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等</td> </tr> <tr> <td>屋根工事</td> <td>屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等</td> </tr> <tr> <td>サッシ工事</td> <td>玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>床・天井・壁等のクロス張替え</td> </tr> <tr> <td>外装工事</td> <td>外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等</td> </tr> <tr> <td>左官タイル工事</td> <td>室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>電気配線等の工事</td> </tr> <tr> <td>給排水設備工事</td> <td>給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	木工事	部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	建具工事	各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等	内装工事	床・天井・壁等のクロス張替え	外装工事	外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等	塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等	左官タイル工事	室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等	電気工事	電気配線等の工事	給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等
区分	内容																						
木工事	部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等																						
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等																						
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等																						
建具工事	各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等																						
内装工事	床・天井・壁等のクロス張替え																						
外装工事	外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等																						
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等																						
左官タイル工事	室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等																						
電気工事	電気配線等の工事																						
給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等																						

3 添付資料

☐	①婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
☐	②誓約書（様式第2号）
☐	③夫婦の住民票の写し（発行から30日以内）
☐	④住宅の取得、リフォーム又は賃借に係る契約書等金額の分かる書類の写し
☐	⑤住宅の取得にあつては登記事項証明書（発行から30日以内）
☐	⑥補助対象経費に係る支払額が分かる書類の写し（領収書等）
☐	⑦住居手当支給証明書（様式第3号。給与所得者が住宅を賃借している場合に限る。）
☐	⑧住居を賃借している場合は年間支払予定額表（様式自由）
☐	⑨夫婦の町税等の滞納がない証明（発行から30日以内の完納証明書）

誓約書

次のとおり誓約します。

- 1 私達は、申請日から5年以上、上関町内に居住し、生活の本拠地とします。
- 2 私達は、上関町暴力団排除条例（平成23年上関町条例第13号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員又は暴力団員等ではありません。
- 3 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還します。
- 4 私達は、過去に上関町新婚生活応援補助金による補助を受給したことはありません。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

氏名（自署）

氏名（自署）

年 月 日

上関町長 様

給与等の支払者
所在地
事業者名
代表者名
電話番号 （ ） —
担当者名

印

住居手当支給証明書

次の者の住居手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住所
氏名

2 住居手当支給状況

(1) 支給している。

〔 年 月現在
住居手当月額 金 円 〕

(2) 支給していない。

注意事項

- 1 住居手当は、住居に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住居手当支給状況については、(1)又は(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は、代表者印を押印してください。

様式第4号の1（第7条関係）

※住宅取得費、引越費用、リフォーム費用のみ該当の場合

上 企 第 号
年 月 日

様

上関町長 ㊟

上関町新婚生活応援補助金交付(不交付)決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった上関町新婚生活応援補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の可否
- 交付決定 ・ 不交付決定
- (理由：)
- 2 補助金交付額 金 _____ 円

様式第4号の2（第7条関係）

※住居費（賃貸の場合）が含まれる場合

上 企 第 号
年 月 日

様

上関町長

㊞

上関町新婚生活応援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上関町新婚生活応援補助金については、次のとおり交付（不交付）することに決定し、補助金の額を決定したので通知します。

記

1 補助金の可否

交付決定

・

不交付決定

（理由：

）

2 補助金交付額

金 _____ 円

※当該年度の3月31日までに実績報告書を提出してください。

※住居費（賃貸の場合）が含まれる場合

年 月 日

上関町長 様

申請者	住 所	
	氏 名	

上関町新婚生活応援補助金実績報告書

年 月 日付け 上企第 号により交付決定のあった上関町新婚生活応援補助金について、補助対象経費の支払いが完了しましたので、上関町新婚生活応援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

完了年月日	年 月 日		
交付決定額	円	実 績 額	円

添付資料

☐	①支払いを証明できる書類（領収書、預金通帳の写し等）
☐	②そのほか、町長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

※住居費（賃貸の場合）が含まれる場合

上企第 号
年 月 日

様

上関町長 印

上関町新婚生活応援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました上関町新婚生活応援補助金について、下記
のとおり補助金の額を確定しましたので、上関町新婚生活応援補助金交付要綱第 9 条の規定により、通
知します。

記

補助金確定額 金 円

年 月 日

上関町長 様

申請者	郵便番号	〒 ー
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() ー

上関町新婚生活応援補助金交付請求書

年 月 日付け上企第 号で交付決定のあった上関町新婚生活応援補助金について、次のとおり請求します。

請求額	円	
振込先	金融機関名	
	支 店 名	
	フリガナ	
	口座名義人	
	口座の種類	当座 普通 その他 ()
	口 座 番 号	

上 企 第 号
年 月 日

様

上関町長 ㊟

上関町新婚生活応援補助金交付決定取消通知兼返還請求書

年 月 日付けで申請のあった上関町新婚生活応援補助金については、次の理由により交付決定の全部・一部を取り消したので通知します。

取消理由	
交付決定額	円
交付取消額	☐ 交付決定額の全部 ☐ 交付決定額の一部 円
返還請求額	円
返還期日	年 月 日
返還方法	添付の納入通知書による